

=新型コロナウイルス感染症に関する情報について=

12月1日以降に粟島への来島を予定されている皆様へのお願い

【追記:12/7、12/14、12/21】

粟島浦村では、7月16日から、「国内および県内の感染状況等により、直ちに自粛要請に切り替えること」を前提として、全国エリアでの受け入れを行うことにしており、その後、8月8日以降の方針として、直近の1週間で10万人当たりの感染者数が2.5人以上の都道府県からの観光を目的とする来島者に対し、本村への不要不急の来島自粛を要請しておりました。

この度、11月26日に開催された「第13回 粟島浦村新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で、以下の通り、12月1日以降の来島者に対する受け入れ方針が決まりました。

粟島浦村の12月1日以降の方針について

(1)11月16日(月)を基準日として1週間ごとの10万人当たりの感染者数が2.5人以上の都道府県からの観光を目的とする来島者に対し、本村への不要不急の来島自粛を要請することとしました。ただし、新潟県で基準を超えた場合は「市区町村」単位で要請することとしました。対象とする期間は「11/16～22」「11/23～29」のどちらかで基準を超えていた場合に来島自粛の要請を行います。

対象となる都道府県は「北海道、岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、福井県、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県」となります。

また、「新潟県」では基準を超えたため、市区町村単位の「新潟市西区、三条市、柏崎市、妙高市、刈羽村」が対象となります。

期間は11月30日(月)からしばらくの間と致します。

また、今後は11月30日(月)を基準日とした1週間ごとに基準を超える県と、新潟県で基準を超えた場合は「市区町村」単位として、観光を目的とする来島者に対し、来島自粛の要請を行います。

【追記】12/7「青森県、山形県、高知県、佐賀県」(11/30～12/6 のデータによる)の県と「新潟県」で基準を超えた市区町村の「新潟市中央区」(11/30～12/6 のデータによる)も追加で対象となりました。

【追記】12/14「福島県、石川県、香川県、長崎県」(12/7～12/13 のデータによる)の県と「新潟県」で基準を

超えた市区町村の「新潟市東区、新潟市秋葉区、燕市」(12/7~12/13 のデータによる)も追加で対象となりました。

【追記】12/21「新潟県」で基準を超えた市区町村の「新潟市南区、見附市」(12/14~12/20のデータによる)も追加で対象となりました。

(2)全ての来島予定者に対し、検温と健康記録票でのチェックを引き続き実施することに致します。健康記録票には2週間前から毎日の検温と体調チェックの記載をお願い致します。健康記録票は岩船港で乗船前に検温係へご提出してください。健康記録票は粟島浦村ホームページ、粟島汽船ホームページ、粟島観光協会ホームページからダウンロードしていただくか、粟島観光協会に郵送の連絡をお願い致します。

体調にご不安がある場合などは、来島自粛をお願い致します。

また、体温計の持参と乗船時及び島内でのマスクの着用と滞在日数分のご持参をお願い致します。

(3)粟島汽船の全便の乗船予約は引き続き必要となります。

- 1) 宿泊客(帰省含む)は、「宿および村民から粟島汽船へ予約」となります。
- 2) 日帰り客は、「本人から粟島汽船へ予約」となります。
- 3) 業者・仕事関係者は、「島内発注者から粟島汽船へ予約」となります。

(4)10月31日をもって、今期のキャンプ場の開設期間は終了したため、キャンプ客(バンガロー利用者含む)及び、宿を取らない方の入島はお断り致します。

(5)粟島汽船を利用されないで来島される方(プレジャーボート等利用者)は、来島3日前までに粟島浦村役場にご連絡をお願い致します。

ご旅行をご検討・ご計画されている皆様には、大変なご不便とご迷惑をおかけいたしますが、本村の医療事情を踏まえた上での取り組み・対策ですので、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

今後の感染状況が改善し、皆様に安心してご来島いただけるようになりましたら、島民挙げて歓迎したいと思っておりますので、しばらくの間、お待ちいただきますようお願い申し上げます。

令和2年11月30日 粟島浦村長 本保健男